

史料からみた

芸州廿日市津和野藩御船屋敷設置年と

江戸浅草天文台詳細図

郷文研 荒瀬良彦

1. 津和野藩の概観

因幡国気多郡鹿野（いなばのくに）けたぐんしかの・現在の鳥取県鳥取市）一万三五〇〇石の初代藩主であった**亀井茲矩**（かめい これのり）は、慶長五年（一六〇〇年）の関ヶ原の戦いにおいては東軍に属し、三万八〇〇〇石に増された。

因幡国鹿野藩第二代藩主**政矩**（まさのり・茲矩の子）の代になると四万三〇〇〇石に増され、元和三年（一六一七年）には石見国鹿足郡津和野（いわみのくに）かのあしぐん つわの・現在の島根県鹿足郡津和野町）四万三〇〇〇石に転封（てんぼう）となる。石見津和野藩初代藩主・津和野藩**亀井家**二代の誕生である。

明治四年（一八七一年）
廃藩となるまで、十一代 茲監（これみ）まで二百五十余年
存続した。来る来年の二〇一
七年は、津和野転封（てんぽ
う）四〇〇年となる。



津和野城址 別称：三本松城

津和野藩御船屋敷跡碑



2. 史料説明

◆史料5号 元和6年（1620年）

本史料は、津和野藩**亀井家**の廿日市船屋敷に関する初見のもので、**元和6年（一六二〇年）に広島藩より同家へ船屋敷が寄贈された**らしく、内容は同家の謝礼に対する返報がおもである。
来る二〇二〇年、四〇〇年となる。

津和野藩は、参勤交代などに際して津和野街道を南下して廿日市に止宿し、此処から海上を通過して室津（兵庫県）へ上陸するコースをとっていたが、廿日市には陸上と海上を結ぶ要津として、用船・船頭・常詰長屋などが常備された体制が完備されるのは、寛永七年（一六三〇）以降のことである。（廿日市町史 資料編Ⅲ 六頁）

◆史料7号 寛永7年（1630年）

津和野藩が廿日市に「船着ノ蔵屋敷」を置いたのは元和6年（一六二〇）である（史料5号）。この段階では参勤交代などに際して利用する私的な宿泊施設はまだ整っておらず、そのため本史料によると同藩は、廿日市商人鳥屋七郎右衛門方へ宿泊し、不便であった。

本史料は、新しく廿日市内へ宿泊施設を望んだ津和野藩が、御往来本陣鳥屋市右衛門と廿日市庄屋山田治右衛門を仲介にして、広島藩へ用地の提供を願った記録である。

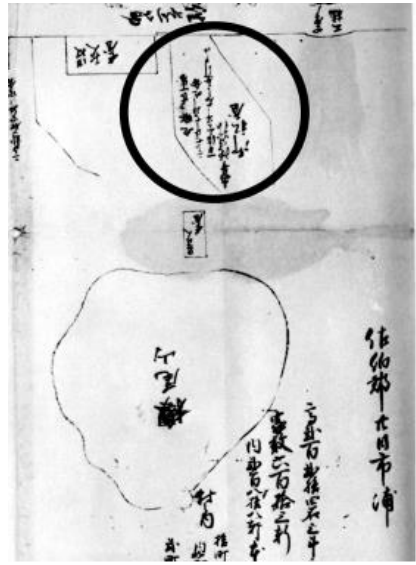
◆史料10号 寛永8年（1631年）

本史料は、前年（寛永7年）津和野藩から願い出された船屋敷地の借用のついて（7号史料）、広島藩より同用地の四至（しいし・所有地）を明示して貸し下げを許可したものである。同時に船入地についても同様の措置が取られた。

本史料は、津和野藩からの廿日市船入地移転についての依頼状、およびその承諾を申し渡した書状と思われる。

これまでの船入地は、桜尾山東麓のエボシ岩あたりに置かれていた（10号史料）が、次の廿日市町絵図にみえる船入地および「御船屋」は桜尾山北側で西国街道に面した位置にある。

〔廿日市町史資料編Ⅱ附録 正徳年間絵図（一七一）
一〇一五〕絵図の丸印〕



桜尾山の北の丸印が「御船屋」

『資料』五号の一

五 津和野藩亀井家の廿日市船屋敷に関する記述
〔自得公済美録〕卷十三下
此歳閏日亀井大力茲政君へ後能登守又豊前守と称す、石見君の祖廿日市の佐伯郡ニ而東西五拾間・南北三拾六間之御船屋敷被進案するに、引用書に著る御案紙に拠るに、本せられし事と見ゆれど、詳なる事ハ考る所なし、擬此御屋敷所柄悪しき由にて、明暦二年丙申所替の義津和野侯より御願にて、御望に任されし事其年之伝に見へ、即今の所に替りしことと見ゆれと其以前の御屋敷地へ今考る所なし
引用書 御案紙
去月二日之御状参着拜見仕候、然者拙子領内廿日市にて亀井大力殿船着ノ藏屋敷可被進候由申候ニ付而御礼御懇願候、藏屋敷之儀何時ニても大力殿御家老□□ニ相渡可申候間可御心安候、云云
十月十二日
竹中采女正様御報

『資料』五号の二

今朝者預御状忝存候、然者亀井大力殿之使者被成御同道昨晚御昼過□□至候、他出仕夜更罷帰候故以書状も御礼不申入候所存外候、随而大力殿へ安芸之内廿日市にて屋敷申付候為御礼御使者御懇願之至候、被仰置通具福田善右衛門申聞候、尚期面上之時候、恐惶
閏十二月廿七日
竹中采女正様御報
新 諸事覚書
廿日市ニ而亀井大力殿へ被遣候御屋敷間敷覚
一五拾間 西東
一三十六間 北南
案するに、此覚書年序詳ならずといへども、前条御案紙によりて今年進せられし所の間敷と定む

『資料』七号

寛永七年（一六三〇）
七 津和野藩廿日市船屋敷地借用方折衝に関する記述
〔津和野亀井記〕二
一寛永七年三月廿五日 多胡主水殿芸州広島へ為御使者被遣、右者是迄御入国後上方御往来廿日市ニ而鳥屋七郎右衛門方へ御泊り之所、往々御不弁利ニ付芸州廿日市駅ニ而船場土地御借用、御茶屋出来候へハ後年御弁利ニ付此内ノ内々下掛合致、御往来御本陣鳥屋市右衛門・廿日市庄屋山田治右衛門兩人へ御内命有之、兩人広島御役筋へ及掛合候処御模様宜敷ニ付、主水殿表向為御使者御越御役人中へ面会入々御頼御談判有之御引取、同年十一月御相談首尾能相整御許容之御返答有之、依而同月十六日主水殿為御挨拶御進物数々被遣、御使者御勤御引取之事

『資料』一〇号

御船入地 一〇 津和野藩廿日市船屋敷地引き渡しに関する記述
〔津和野亀井記〕二
一寛永八未五月十八日、廿日市御借用地御引渡可被為
編年資料（寛永七―向八）
成旨ニ付、為受取津和野ノ梶屋甚作・中川八助被遣、広島御出役郡代天野十左衛門代官山田権助出役廿日市庄屋治右衛門罷出、地形繩引地処被引渡、尤其初鳥屋市郎右衛門も立会御引渡地処左之通
一御借地只今迄有来之御茶屋之土地者佐伯郡廿日市桜尾城山西土居八幡宮之社地、佐伯郡藏元場共有 同地跡右衛門屋敷ト申ス地、長五十一間横四十間、浜手有次第、左之通
一北之方屋敷東側
一竹敷之方四十間
御方大屋方
一北之方五拾三間
一西之方五拾三間
一南之方五拾四間半
一南之方五拾四間半
右者二十三間半堀覆之内六間ニ十三間三尺、浜手有次第
一御船入者桜尾城山林麓東之方
一淡岸畑ノ鳥帽子岩迄沖之方三十三間
一淡岸畑柱横七間半
廿日市町史資料編Ⅲ
一山ノ手百拾九間
一鳥帽子岩横二十間
右之通御渡有之、出役之面々追而御目録被下、庄屋山田治右衛門本陣鳥屋市郎右衛門へも御称美御銀被下置候、其後追年御買添地有之、御殿始御船藏・土藏・定詰長屋出来、御船頭水主御抱室津ノも定詰被差廻追々出来、其後廿日市ノ室津之御通船被仰出、委細御召船始御屋敷一件別書有之
船屋敷諸施設
廿日市より
室津へ通船

江戸浅草天文台詳細絵図

平安時代の貞観四年（八六二）から中国の宣明曆（せんみょうれき）をもとに、毎年の曆（こよみ）を作成してきたが、江戸時代に入り、曆と日蝕（にっしょく）や月蝕（げっしょく）などの天の動きが合わないことが問題となる。

貞享二年（一六八五）、渋川春海（はるみ）によって、初めて日本人による曆法「貞享の改曆」が作られた。天文方は世襲制であったが、時には天文学に通じた人物を追加あるいは養子縁組して世襲を許したため、幕末までに渋川家、猪飼家（いかいけ）、西川家、山路家、吉田家、奥村家、高橋家、足立家の八家が任命されている。

天文方の各家

・ 渋川家

渋川春海（はるみ）の改曆の功績により貞享元年（一六八四）天文方となる。養子縁組を繰り返しながら幕末まで継承された。

渋川春海（はるみ）―昔尹（ひさただ）―敬尹（ひろただ）―敬也（ひろなり）―則休（のりよし）―光洪（みつひろ）―正清（まさきよ）―正陽（まさてる）―景佑（かげすけ）・高橋高橋至時（よしとき）の次男―敬直（ひろなお）―佑賢（すけかた）―敬典（よしのり）

堀田仁助の師・・・渋川正清（寛保三年（一七四三）寛政十一年六月十五日（一七九九）七月十

四日）は川口流清の子で渋川光洪（みつひろ）の養子。通称孫次郎・主水（もんど）。明和八年（一七七二）に叔父の渋川光洪に子供が無いまま没すると、末期養子（まつごようし）として家督を継承して天文方に任命された。

だが、度重なる当主の急逝（きゅうせい）と養子縁組によって、渋川春海以来の家学（かがく）が事実上失われ、天文方は吉田秀長や山路主住（ぬしずみ）によって運営されていた。更に宝暦曆の改曆の事実上の失敗によって、天文方が改曆の実権を取り戻した中で行われた寛政曆改曆も高橋至時らによって行われ、渋川正清はほとんど関与をしなかった。養子の正陽（まさてる）も正清の実家から迎えられた養子であったことから、渋川家は天文方の筆頭の家柄でありながら、光洪（みつひろ）・正清・正陽と三代にわたって名ばかりの存在として扱われることになった。

・ 猪飼家（いかいけ）

御徒（おかち）であった猪飼正一（豊次郎）が享保元年（一七一六）渋川敬尹（ひろただ）の曆作御用手伝となり、元文元年（一七三六）天文方になる。寛保元年（一七四一）に正一が没すると後継者なく一代限りとなる。

・ 西川家

長崎の天文家である西川如見（にしかわじよけん）の息子である西川正休（まさよし）が徳川吉宗によって天文方に招聘（しょうへい）され、延享四年（一七四七）天文方となり二代続く。西川正休（まさよし）―忠喬（ただたか）

・ 山路家

山路主住（やまじぬしずみ）が宝暦の改曆（宝暦曆）の際に渋川則休（のりよし）と西川正休（まさよし）の補曆御用手伝となり、明和元年（一七六四）に天文方に任命されたのに始まる。二代目の之徴（ゆきよし）は天文方に任命されなかったが、三代目徳風（よしつぐ）以後、幕末まで天文方を継承した。なお、徳風（よしつぐ）の玄孫（やしやご）愛山（あいざん）は、作家として知られている。

山路主住（ぬしずみ）―之徴（ゆきよし）―徳風（よしつぐ）―諧孝（ゆきたか）―彰常（あきつね）―金之丞（あきよし）―愛山（あいざん）

・ 吉田家

佐々木長秀後に吉田秀長（ひでなが）が宝暦の改曆（宝暦曆）の際に西川正休（まさよし）の息子忠喬

(ただたか)の作暦手伝となり、明和元年(一七六四)天文方に任じられ宝暦暦修正事業を命じられた。以後、吉田家は幕末まで天文方を継承した。

吉田秀長(ひでなが)―秀升(ひでのり)―秀賢(ひでかた)―秀茂(ひでしげ)

・奥村家

奥村邦俊(くにとし)が明和二年(一七六五)に新暦調手伝となり、天明七年(一七八七)天文方に任じられた。一代限りである。

・高橋家

高橋至時(よしとき)が寛政七年(一七九五)に天文方に任命されたのに始まる。

至時(よしとき)の長男である景保(かげやす)がシーボルト事件に関与して獄死したため高橋家は二代で終わるが、次男の景佑(かげすけ)が渋川家の養子となっている。

高橋至時(よしとき)―景保(かげやす)

・足立家

足立信頭(のぶあきら)が寛政の改暦(寛政暦)のために高橋至時(よしとき)の助手となり、天保六年(一八三五)天文方に任じられた。

信順(のぶより・通称重太郎)は父信頭(のぶあきら)に教えをうけ、幕府天文方見習となり、

星鏡儀をはじめて製作した。父にさきだち没したため、天文方の跡は子の信行が継いだ。幕末まで二代に渡り天文方を務めた。

足立信頭(のぶあきら)―(信順のぶより)―信行(のぶゆき)

幕末まで存続した天文方家

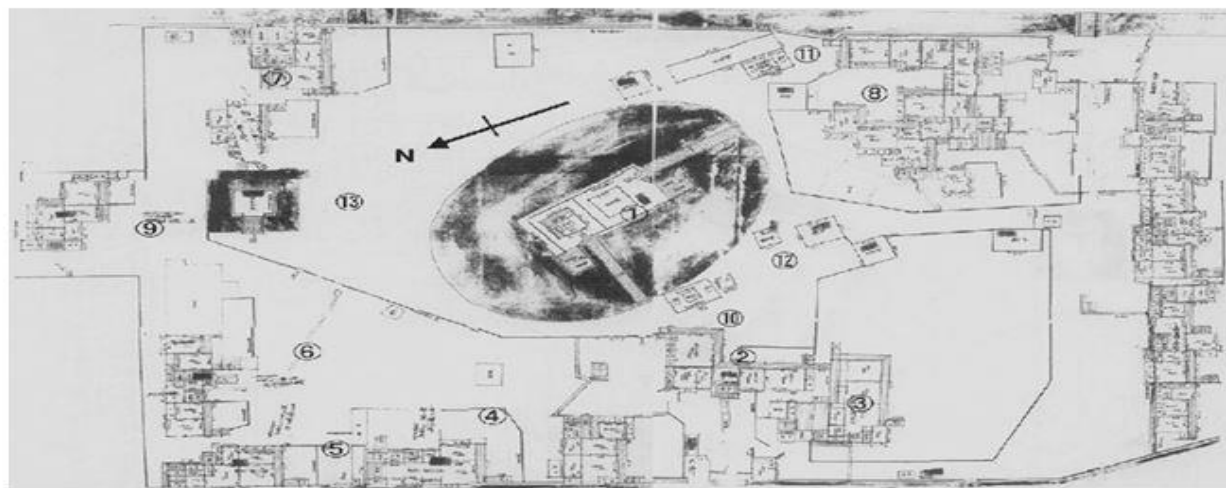
天文方の家系は断絶した家もあり、西川や伊能忠敬の師高橋至時(よしとき)の子孫も幕末までは継承されず、最終的には渋川家・山路家・吉田家・足立家の四家が存続した。

『図表内数字の説明』

- ①簡天儀と象眼儀
- ②頒歴調所
- ③天文方山路家居宅
- ④①⑥天文方手附役方
- ⑦天文方吉田家役方
- ⑧天文方足立左内役方
- ⑨天文方取締柴山伝之助役方
- ⑩子午線儀一
- ⑪子午線儀二と圭表儀
- ⑫観星鏡
- ⑬黄赤全儀

弘化三年(1846)～万延年間(1860-61)

【江戸浅草天文台 詳細絵図】 東京都公文書館の『傾立帳』より



この年、弘化四年（一八四七）十一月二十八日
桂太郎（第十一・十三・十五代内閣総理大臣）
生誕（桜尾城址 後の桂公園を廿日市に寄贈）

弘化三年（一八四六）〜万延年間（一八六〇〜
六一）に描かれたと推定されるこの詳細絵図は、
東京都公文書館の『順立帳（じゅんたてちよう）』
という明治初年の公文書綴の所蔵資料の中から東
亜天文学会の会員で前任の歴史課長佐藤利男が発
見したものである。

簡天儀は渾天儀の簡易版であり、ふつう天体の
位置と運行の概念を説明する目的の装置。象限儀
は恒星測量で緯度を測る基本的な測量機器。北斎
は妙見信仰していたといわれ、北斗七星を測る装
置と違って「鳥越の不二（とりごえのふじ）」を描
いたのかもしれない。

②は頒曆調所（はんれきしらべしよ）で天文方が
作成して京都の土御門家（つちみかどけ）で承認
を受けた暦を暦問屋に頒布する役所。

③が筆頭天文方の居宅で、この絵図のときは山路
彰常（あきつね・金之丞）の住まい。

伊能忠敬の入門時から第四次測量までは勿論、高
橋至時（よしとき）が住まい、以後、伊能忠敬と
孫・忠誨（ただのり）の死去まで高橋景保役所。

景保が一度不始末で火事を出し、柴山伝左衛門
（しばやまでんざえもん）が手伝い全焼には至ら

ず済んだ。

⑨その柴山の息子は成長して、天文台取締・柴山
伝之助として⑨の屋敷に住んでいた。

④・⑤・⑥の屋敷は天文方手付け下役の役宅。

文政十一年（一八二八）九月シーボルト事件によ
る幕府天文方・書物奉行高橋景保（たかはし かげ
やす）の失脚後は、筆頭天文方は山路弥左衛門諧
孝（やまじやざえもん ゆきたか）があたる。

この絵図のときには諧孝（ゆきたか）の息子の
山路彰常（あきつね・金之丞）（弘化二年四月十二
日・天文方となる）で手付け三人を使っていた。

⑧の絵図の東南、天文台入り口近くには足立左内
（あだちさない）役所が描かれている。天文方足
立家はシーボルト事件で天文方を廃された高橋家
に代わって登用された。この絵図の描かれたとき
には足立信順（のぶより）通称重太郎の子の衆之
助（くめのすけ）が足立左内信行として足立役所
に住んでいた。

③筆頭天文方 山路彰常（あきつね・金之丞）方（元
高橋家役宅）

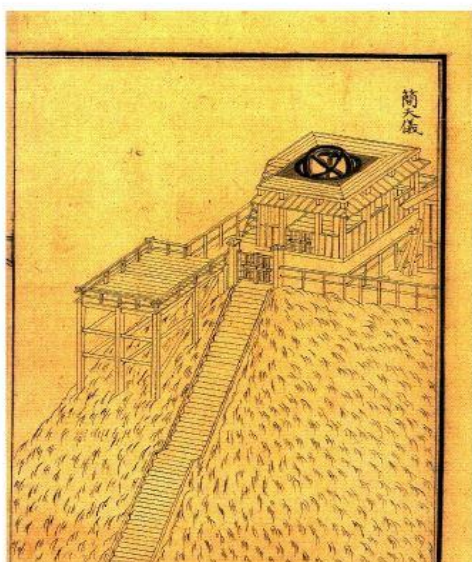
⑦吉田家役方

⑧足立左内信行役宅

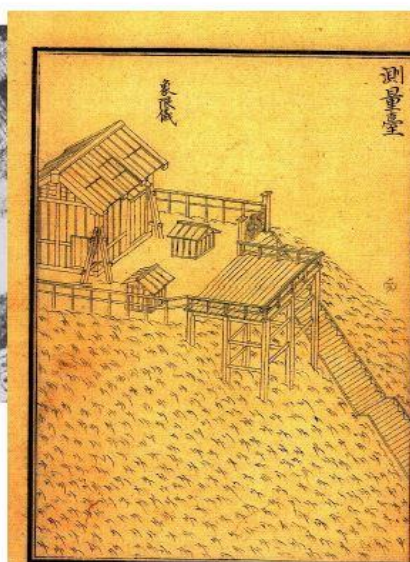
三家は確認できても残り一家の渋川家について
は何も触れられていない。

その渋川家は、老中水野忠邦が失脚すると、天
文方が組織維持のために太陽太陰暦の維持と蘭学

簡天儀



像限儀



①図



を含めた洋学知識の独占を図ったものであったと
渋川敬直（ひろなお）は罪を問われ、弘化二年豊
後に配流（はいる）され、臼杵藩主（うすきはん
しゅ）稲葉観通（いなば あきみち）に御預けとな
った。敬直（ひろなお）は廃嫡（はいちやく）さ
れ弟の佑賢（すけかた）が後継者となる。

弘化四年（一八四七）に天文方見習となり、安
政四年（一八五七）三月に前年の父敬直の死を受
けて天文方を継いだがその年のうちに没した。こ
の為、甥で敬直の嫡男である敬典（よしのり）が
養子となって後を継いだ。

明治二年（一八六九）に天文方が廃された後は、
敬典（よしのり）は大学星学局に属した後、東京
天文台職員として出仕（しゅっし）した。

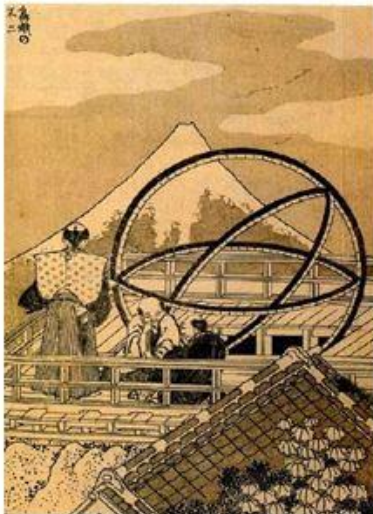
堀田仁助の師事した渋川家は春海（はるみ）以
来の天文方の筆頭の家柄でありながらその末路は
誠に哀れであったと言わざるを得ない。

北斎の「鳥越の不二」と地図

鳥越神社（明神）の東に「天文屋敷測量所」が
あり、「頒曆調所」ともいい、曆や測量、地誌編纂
や洋書翻訳を行っていた。

江戸城や大名屋敷など幕府施設の絵は軍事機密
のためか浮世絵などに描かれていないが、どうや
らここは許されていた。

（葛飾北斎「鳥越の不二」）



「鳥越の不二」の図の手前の屋根の上に蛎殻（か
きがら）が置いてある。当時、板葺き屋根の防火
のために蛎殻を屋根に並べることが推奨されてい
たらしい。

牛込薬店（うしごめわらだな）より天明二年（一
七八二）に天文・曆術・測量・地誌編纂・洋書翻
訳などを行う施設として、現在の浅草橋三丁目一
九・二一〜二六番界隈の浅草天文台に移った。寛
政七年（一七九五）天文方となった高橋至時（よ
しとき）や間重富（はざま しげとみ）が「寛政の
改曆」に従事したのはこの浅草時代である。

伊能忠敬が隠居後、寛永七年（一七八九）江戸・
深川黒江町に移り住み、通ったのが浅草天文台で、
高橋至時のもとに五年間通い、当時最高の天文曆
学の勉強を行い、緯度一度の子午線弧長を実測し
ようと研鑽に励んだ場所であった。

廿日市生まれ津和野藩士 天文生堀田仁助

堀田仁助は、延享二年（一七四五）伊能忠敬と
同じ年に廿日市津和野藩船屋敷に生まれた（註①）。
天明二年（一七八二）六月三十八歳の時、天文
方渋川主水（もんど）の曆作御用手伝を拝命。同
年十月浅草天文台設置。

寛政五年（一七九三）四十九歳の時、幕府曆作御
用手伝五人扶持となった堀田仁助は、寛政十一年
（一七九九）三月十三日五十五歳で蝦夷地御用を

拜命。出立準備の最中の六月十五日仁助の師 渋川正清主水(五十六歳)が病死するも、悲痛のなか六月二十七日仁助ら八人、船頭・水主ら総勢三十一人は「神風丸」で江戸を出帆。アッケシに八月二十九日入津。六十二日を要した東蝦夷地海路測定の開拓という快挙を成し遂げた。

おそらく、堀田仁助も江戸浅草天文台内にて寛政五年(一七九三)四十九歳以来、文政九年(一八二六)九月生年八十二歳相成、老衰、病身にて御在所(おざいしょ・実家)へ罷り帰りたい旨、公儀天文方へ申出、翌年春帰藩の達しあるまでの居所であったと考えられる。

御用手伝の身分でありながら、幕府の天文方に重用され、三十数年に及ぶ出仕(しゅっし)は郷士の誇りでもあり、特筆すべきである。

自身の家族について唯一、仁助の二男堀田信輔が文化七年(一八一〇)十二月廿八日歴作御用手伝見習に仰付けられたことが由緒書に見える(仁助六十六歳)。仁助の跡を継いだ格好とであろうか。この二年前(一八〇八)に佐方八幡へ石燈籠を寄進している。

註①

「近世二本天文学史 下」渡辺敏夫恒星社・厚生閣 一九八六年六月 卷末附録2

近世日本天文学史年表 延享二 九三一頁